

四日市市告示第198号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智広

1 収納の事務を委託する使用料

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例(平成30年四日市市条例第58号)第7条に規定する四日市市総合体育館に関する使用料

2 収納の事務を行うもの

(1) 名称 東洋テック株式会社

(2) 所在地 三重郡菰野町潤田字六反田4047番地1

3 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)